令和7年度

笠間市こども誰でも通園事業の実施について

利用者募集

利用申請

こども福祉課及び各支所保険福祉課において随時受付中
裏面のQRコードを読み取り「いばらき電子申請・届出サービス」から申請できます。

実施施設

笠間市くるす保育所（笠間市来栖73-1）
※7年度中に実施施設を拡大する予定

対象児童

笠間市在住で、0歳6か月～3歳未満の保育施設に通っていない児童

実施内容

保育時間：午前9時～午後２時
・定期的な利用を基本としますが、1時間単位での利用も柔軟に対応いたします。1か月１０時間まで利用が可能です。

利用料：1時間 ３００円
（世帯状況により利用料の免除があります。）

定　員

1日 ５名程度
希望者が定員を超える場合でも柔軟に対応いたします。

利用の流れ

1. 利用承認申請
こども福祉課または各支所保険福祉課へ申請書を提出してください。

2. 利用承認
こども福祉課において申請内容を審査し「認定書」を交付します。

3. 利用面談および事前登録
施設へ認定書と必要書類を添えて「事前登録」と「面談」を行ってください。お子様の状況の確認や利用日時の希望をお聞きします。

5. 利用日の決定・利用の開始
面談を基に保育士が個別に保育計画を作成し利用日連絡します。指定された日にお子様を連れて登所してください。お子様が慣れるまでの間、親子通所も可能です。

6. 利用料について
利用料はひと月分をまとめて翌月末までに、納入通知書により市役所会計課の窓口又は市内金融機関での支払いとなります。

7. その他
利用についての詳細は施設へ直接お尋ねください。

★お問い合わせ先
こども部　こども福祉課
☎0296-77-1101
保育グループ（内線162・163）

★実施施設
笠間市くるす保育所
笠間市来栖73－1
☎0296-72-0563

こども誰でも通園事業とは？

　すべての子どもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での子育て支援を強化するため、「こども誰でも通園事業」を実施します。

1．お仕事をしていなくても保育所を利用できます！

　通常0歳から3歳未満のこどもが保育施設を利用するためには、自家保育できない理由（就労等）が必須となりますが「こども誰でも通園事業」は、利用の理由は問いません。
　保護者が専業主婦（夫）、育児休業中でも保育所を利用できます。

2. お子さんの「わくわく」や「楽しい！」が増えるかも♪

　たくさんのお友達と遊んだり、おうちとは違う体験ができることで、お子さんの心と体の成長が期待されます。普段と違うお子さんの意外な一面が見つけられるかもしれません。
　また、本格的な就園の前に集団生活を体験することで、スムーズに就園へ移行できることが期待されます。

3. 専任の保育士に子育ての悩みを相談できます！

悩み事や心配事はありませんか？

例えば
・泣いてばかりいます。私の子育て間違ってるの？
・なかなか寝てくれません。成長に影響はないのかな？
・食事（離乳食）をあまり食べません。栄養は足りてるの？
・トイレトレーニングがうまく進まなくて凹んでます。
・スマホやタブレットで動画を見せても大丈夫なの？
・言葉があまり出ません。発達が気になります。　など

　保護者の育児の不安解消のため、専任の保育士が相談に応じ、育児への助言や市内の子育てサービスを案内します。

一人で抱え込まないで

離乳食やこどもの発達。育児書やネットの情報。いろいろあって正解がわからない。

毎日一人での育児に心も体も限界。ゆっくり休める時間が欲しい。

集団生活にうまく馴染めるか心配。幼稚園・認定こども園の入園前に集団生活を体験させたい。

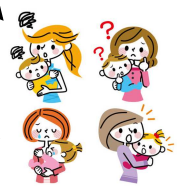

電子申請はこちらから→

その他、詳細や最新の情報は
市のホームページをご確認ください